

青森県報

第三千二百八十六号

平成二十二年
九月八日
(水曜日)

目次

告 示

- 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の完了……………(道路課) ……一
- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……一
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域(県民局)) ……二

公 告

- 平成二十二年度ホールボディカウンタ等保守点検業務委託に係る一般競争入札……………(医療業務課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域(県民局)) ……三
- 右 同……………(中南地域(県民局)) ……三
- 右 同……………(同) ……三

公安委員会

- 危機管理システム構築機器等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……四

告 示

示

青森県告示第五百九十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
東津軽郡平内町大字茂浦字浦田一番地一 後藤 隆	平内
東津軽郡平内町大字清水川字大川添四二番地 船橋 晶之	
東津軽郡平内町大字東滝字滝五八番地一 細川 拓治	

青森県告示第五百九十四号

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十四条第一項の規定により行った次の市道に関する工事が完了したため、豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)第一条第一項後段の規定により告示する。

平成二十二年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
小和森尾崎線	平川市尾崎木戸口一八六の七四から 平川市尾崎木戸口一八六の七四まで	改築(道路改良)	平成 三・八・二〇

青森県告示第五百九十五号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十一年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十二年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市大字三内字丸山一九八の四
財団法人青森県交通安全協会
- 二 指定年月日
平成二十二年八月三十日
- 三 売りさばき場所
十和田市西六番町一の四一

青森県告示第五百九十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡風間浦村大字下風呂字鳥谷場ノ上一五番地五七 橋 和 幸 下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下一一番地二 坪 勝 信 下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下二番地三 吉 田 清	下風呂

公 告

平成二十二年度ホールボディカウンタ等保守点検業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる業務委託
- 1 業務名 平成二十二年度ホールボディカウンタ等保守点検業務
- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 履行期限 平成二十三年二月二十五日
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 保守点検対象機器の製造メーカーであること又は製造メーカーの代理店であることを証明した者であること。
- 3 保守点検業務の実施方法について証明した者であること。
- 三 資格の審査等
- 1 入札に参加しようとする者は、二に定める資格を有することについて証明書を作成し、平成二十二年九月十六日までに青森県健康福祉部医療薬務課長に提出しなければならない。
- なお、証明書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 2 提出部数 一部
- 3 1の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市長島一丁目の一
青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ
電話 〇一七 七三四 九二八九
- 五 入札及び開札の場所及び日時
1 場所 青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 北棟二階C会議室

- 2 日時 平成二十二年九月二十二日 午後一時三十分
- 3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。
- 六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、証明書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社金栄建設
- 二 代表者の氏名 木村 仁

- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田内黒山四八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一一七〇二号
- 五 取消年月日 平成二十二年八月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十二年七月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 土研工業
- 二 氏名 工藤 清治
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字青山五丁目二六の三二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第二〇〇四六五号
- 五 取消年月日 平成二十二年八月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十二年五月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 工藤建築工務所
- 二 氏名 工藤 善晴
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字文京町五の二六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇) 第一六四三五号
- 五 取消年月日 平成二十二年八月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年四月四日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

危機管理システム構築機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年九月八日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の賃貸借期間における設定導入費及び設置・撤去費を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。
危機管理システム構築機器等 一式
- 二 賃貸借期間
平成二十三年二月一日から平成二十八年一月三十一日まで(ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除

することがある。)

- 三 納入期限及び設置場所
入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)、平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。
3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
4 入札説明書により提出を義務付ける調書及び関係書類等を青森県警察本部に出し、その内容が適正なもの。
5 入札書の提出場所等
1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部 会計課用度係
電話 〇一七 七三三 四二一一
2 入札書の提出期限
平成二十二年十月十九日 午前十一時
3 開札の場所及び日時
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部 三階第二会議室
平成二十二年十月十九日 午後二時
6 入札保証金に関する事項
青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。
7 契約保証金に関する事項
賃貸借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度ごとの契約金額)の百分の

五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は当該調書等の内容を偽った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十二年度の契約金額とする。ただし、平成二十三年度から平成二十六年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額とし、平成二十七年年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Automated fingerprint identification system device 1set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

11:00 a.m. October 19, 2010

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭